

由布市観光PR用素材収集及び動画制作業務仕様書

1. 業務名

由布市観光PR用素材収集及び動画制作業務

2. 業務目的

本業務では、由布市内の観光スポットの画像及び動画素材を収集し、由布市公式ホームページ等に掲載することで、観光情報ページを充実させることを目的として実施する。また収集した素材をもとに観光PR動画を作成し、イベントでの放映や、SNS・テレビ等の各種メディアで公開することで観光誘致を図る。

3. 業務期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

4. 業務内容

(1) 企画・構成

由布市全域での滞在型・循環型観光を推進するための企画立案、素材画像・動画コンテンツ制作に必要なすべての業務。目的達成のためにより効果的であると考えられる提案がある場合には、積極的に提案すること。

(2) 撮影等

ア 自社所有または借用した画像及び動画を使用することも可とする。

イ 次の内容は業務委託に含むものとする。

・資料・素材の収集

・出演者、協力者及び撮影箇所等、撮影に関わる交渉及び承諾を得ること

・使用料、出演料、交通費、謝礼等撮影に必要な費用の負担

・肖像権や著作権についての必要な手続き及び必要な費用の負担

ウ 撮影箇所については、提案をもとに打合せで決定する。また必要であれば都度打合せを実施し、十分な意思疎通を図ること。

エ 撮影の手法については、趣向を凝らすこととし、撮影に必要な一切の調整及び許認可等の手続きは受託者が行うこととする。

(3) 編集

ア 動画素材については、観光スポットごとに15秒～1分程度に編集すること。

イ PR動画については、3分～5分程度とし、2本制作すること。

ウ 必要に応じて字幕、ナレーション及び音楽を入れること。

エ 字幕が入っていない白素材も納品すること。

5. 業務の進め方

- ・ 受諾者は業務に先立ち業務スケジュール、撮影箇所リストを作成し、委託者の受諾を得て業務を実施すること。
- ・ 受諾者は、委託者の意図及び目的を十分理解した上で、本業務を統括する責任者及び適正な人員を配置し、委託者との連絡・調整を密にしつつ、効率的に業務を進めること。
- ・ 適切な業務体制とスケジュールにより業務を実施することとし、業務の実施にあたっては、進捗状況及び今後の進め方等を委託者に随時報告するほか、必要に応じて委託者と打ち合わせを行うこと。
- ・ 受諾者は、委託者からの業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合は、速やかに提出すること。また、委託者からの要請に応じて、別途開催される会議等がある場合には、必要な資料を提供すること。

6. 規格や注意事項

下記の内容を基本とするが、提案内容に応じ、契約の際には変更の可能性もある。

- ・ 画像は2,400万画素以上、動画の画質はフルHD以上で撮影すること。
- ・ 画像はJPEG、動画はMP4で納品すること。
- ・ 撮影した画像や動画は関係各所が利用しやすいように工夫し、一覧表を作成すること。
- ・ 本業務で使用する素材の著作権・肖像権については受諾者が処理すること。
- ・ 撮影は委託者と受諾者との協議により必要であれば再撮影できるものとする。

7. 成果品

- ① 事業報告書 1 部
- ② DVD-ROM 3 式（動画及び画像をDVD-ROMに収録して納品）
- ③ 素材データの一覧表

8. 納品場所

由布市役所 商工観光課

9. 納品期限

令和6年3月29日（金）

10. 留意事項

- (1) 由布市は本業務の成果品を期間の制限なく無償で、あらゆる媒体、方法により随時、利用、公開できるものとする。（テレビ局への提供・貸出を含む）
- (2) 本業務により得られた成果品に関する著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)は、由布市に帰属する。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術、意匠等に関する権利については受託者に留保するものとする。この場合、市は権利留保物についての当該権利の非独占的使用権を取得する。

- (3) 受託者は成果品について、由布市及び由布市が指定する第三者に対して著作者人格権を行使しない。
- (4) 肖像権や著作権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、由布市は責任を負わない。
- (5) 受託者は成果品について、当市の承諾を得た上で、無償で二次使用できるものとする。
- (6) 受託者は、本業務の実施にあたっては、関係法令、条例及び規則等を十分に順守すること。
- (7) 受託者は、本業務の履行により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、本業務の契約が終了又は解除された後についても同様とする。
- (8) 受託者は、本業務の実施にあたっては、由布市と密接に打ち合わせを行うなど、相互の信頼関係を維持し、円滑な業務遂行に努めるものとする。
- (9) 受託者は、本業務の履行にあたり疑義が生じたとき、又は本仕様書に記載されていない事項が生じたときは、由布市と協議し、その指示に従うこと。
- (10) 本業務にかかる費用は、すべて契約金額に含むものとする。